

新居浜市子ども読書活動推進計画

平成28年3月

新居浜市教育委員会

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の背景	
2	計画の目標	
3	計画の期間	
第2章	子どもの読書活動推進のための取組	4
1	家庭における子どもの読書活動の推進	
2	地域における子どもの読書活動の推進	
(1)	市立図書館	
(2)	児童センター	
(3)	公民館・交流センター	
(4)	放課後児童クラブ・放課後まなび塾	
3	学校等における子どもの読書活動の推進	
(1)	学校	
(2)	幼稚園・保育所等	
4	障がいのある子どもに対する読書活動の推進	
第3章	連携・協力体制の確立	9
1	図書館・学校の連携	
(1)	学校図書館への支援	
(2)	読書活動の充実	
2	ボランティア等の育成・支援	
(1)	読み聞かせ・学校支援ボランティアの養成・支援	
(2)	本の情報提供	
3	関係機関との連携	
第4章	子どもの読書活動の普及・啓発	10
{資料編}		
○	子どもの読書活動の推進に関する法律	11
○	調査資料	13

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

国は、子どもの読書活動について国を挙げて支援するため、平成12年「子ども読書年」と定め、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、その中で子どもの読書活動の推進に関する国及び地方公共団体の責務を明記し、施策を総合的かつ計画的に推進することになりました。

この法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が策定され、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画が策定されています。

愛媛県では、平成16年3月に「愛媛県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）、平成21年3月には第二次計画、平成26年3月には第三次計画を策定し、子どもの読書活動の推進を図っています。

新居浜市では、「第五次長期総合計画」や毎年作成する「教育委員会取組方針」に基づき、読書活動を推進していますが、平成27年度、学校図書館支援センターが設置され、一層の子どもの読書活動について取り組むべき基本的な方向を定めるため、計画を策定します。



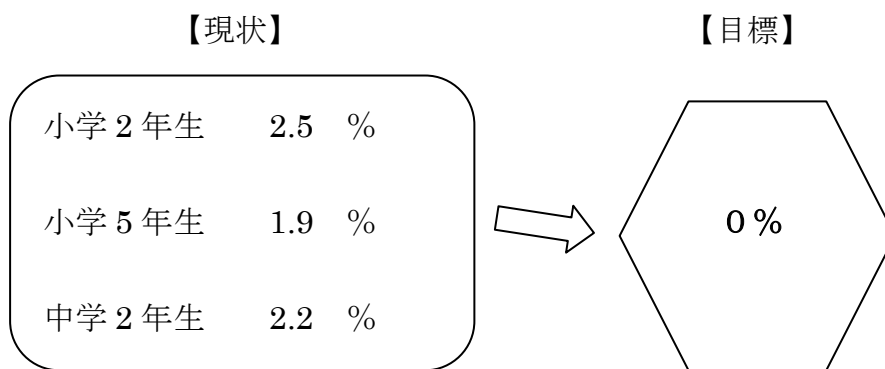
2 計画の目標

この計画は、新居浜市のすべての子どもたちがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができることを目的としています。

この計画の推進にあたり、次の目標を掲げ、継続的に進捗状況を把握し、達成度を確認して、必要に応じて計画の見直しや調整を行っていきます。

(1) 本を読まない子ども0を目指します。

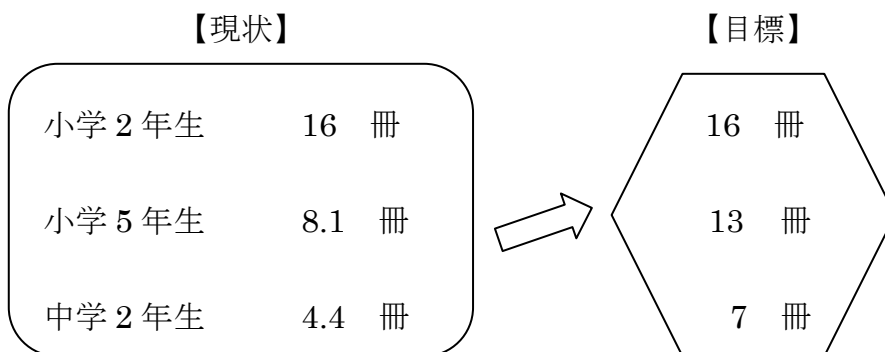
(1か月間の読書冊数が0冊の子どもを減らします。)



新居浜市子ども読書アンケート調査(平成27年8月)

(2) 子どもの読書量を増やします。

(子どもの1か月あたりの平均読書冊数を増やします。)



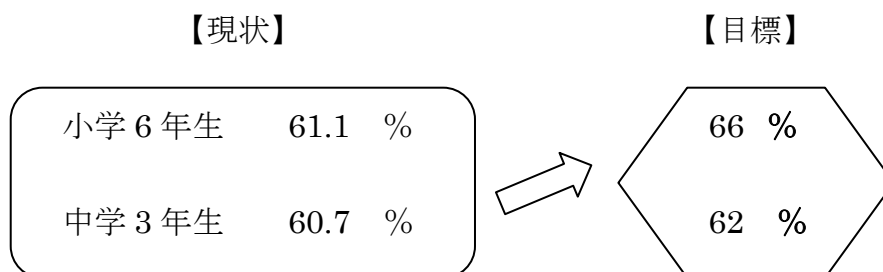
新居浜市子ども読書アンケート調査(平成27年8月)

*小学2年生の平均読書冊数は、学校により格差があるため目標値を現状維持とします。

愛媛県 小学校下学年 10.2 冊 小学校上学年 12.6 冊
中学生 6.3 冊 (平成25年7月調査)

(3) 学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、一日当たりの読書時間を増やします。

(一日 10 分以上、読書をする子どもを増やします。)

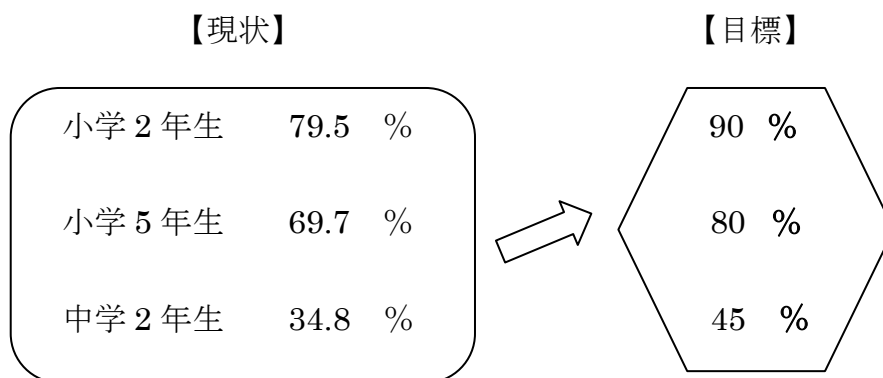


愛媛県	小学 6 年生	65.6 %	、	中学 3 年生	54.6 %
全国	小学 6 年生	64.2 %	、	中学 3 年生	52.2 %

平成 27 年度全国学力・学習状況調査 (文部科学省)

(4) 学校図書館を利用する子どもを増やします。

(休み時間などに学校図書館を利用する子どもを増やします。)



新居浜市子ども読書アンケート調査 (平成 27 年 8 月)

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度 (2016 年度) から平成 32 年度 (2020 年度) までのおおむね 5 年間とします。

第2章 子どもの読書推進のための取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの成長には、読書が大切な役割を果たします。家庭では、保護者が子どもの成長に合わせて読み聞かせを行ったり、周りに豊かな本があり、読書の楽しさを体験できる機会を工夫したりするなど、本に親しむ環境をつくる必要があります。

ブックスタート* でプレゼントされた絵本との出会いにより、家庭ですぐに絵本を楽しみ、心ふれあう時間をもつことができます。

また、市立図書館や地域にある身近な施設を利用し、親子で「おはなし会」等、子ども向けイベントに参加し、読書のきっかけとなるような過ごし方も大切です。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 市立図書館

市立図書館は子どもの読書活動の推進拠点として、子どもたちが本に出会い読書を楽しめる場所として環境整備を行い、読書意欲を向上させる活動を推進していきます。

① 読書環境の整備・充実

子どもたちや子ども関係の大人たちのために魅力ある本棚づくりを心掛け、選書から利用促進につなげます。

図書館内でのテーマ展示やロビー展により、利用を促進します。

図書館から遠くて利用できにくい人たちに読書の機会をもってもらえるよう移動図書館が市内を巡回して図書の貸出サービスを実施し、利用の拡大を目指します。

出前講座（おはなし会や図書館利用案内）の依頼や児童の読書相談に応えることのできる専門的なサービスを行う司書の配置が重要です。

*ブックスタート：乳児健診などの機会に、すべてのあかちゃんと保護者にメッセージを伝えながら、絵本を手渡す運動のこと。

② 読書活動の推進

保健センターの5か月児健康相談において、絵本を手渡すブックスタート事業により、乳幼児からの絵本を通じた親子のふれあいを応援します。

ボランティアと協力しながら、絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアター等による定期的な「おはなし会」を実施し、読書の楽しさを伝え、本に親しむ環境づくりに努めます。

幼稚園・保育園・放課後児童クラブ等への出前おはなし会の実施や本の団体貸出により、子どもの発達に応じて良い本と出会えるように支援します。

子どもに読書の楽しさを味わってもらうため、子どもや親子向けのイベントを積極的に開催します。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ブックスタート配布率(%)	98.2	97.3	94.9	96.0	98.9
貸出者数割合 0～18歳(%)	29	28	30	27	25
子ども行事参加者(人)	239	304	517	583	922
定例おはなし会参加者(人)	1,860	1,825	2,352	1,918	1,113

ブックスタート



おはなし会



(2) 児童センター

図書コーナーの充実を促進するとともに、市立図書館やボランティアの協力により、乳幼児や児童、保護者も一緒に楽しめる読み聞かせ等の催し物を実施し、読書機会の拡大に努めます。

移動図書館を利用し、読書を楽しめる機会を増やします。

(3) 公民館・交流センター

各公民館等の状況に応じて、図書コーナーの整備や「子育て支援事業」等において、乳幼児をもつ保護者の仲間づくり、学習、育児相談等の場において、読書活動の充実を図ります。

また、公民館報等において、移動図書館の巡回予定日や催し物の情報提供に努めます。

(4) 放課後児童クラブ・放課後まなび塾

学習や遊びの中で本とふれあい、読書に親しむ環境をつくっていきます。学校図書館や市立図書館の団体貸出等を利用して図書コーナーの充実を図ることも必要です。

今後も、市立図書館や読み聞かせボランティア等の協力を得ながら、読書行事を実施し、読書環境の充実に努めます。

ボランティアによる「おはなし会」(放課後児童クラブ)



3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 学校

市内の小中学校では、子どもたちの成長に応じた読書活動の充実を図っていきます。また、読書の楽しさを味わい、読書が習慣となるように本への興味を育てる取組を充実させます。さらに、図書館活用教育により、思考力・判断力・表現力などが育ち「生きる力」を形成する環境を作ります。

また、高等学校においては、様々な教育活動を通じて生徒の主体的、意欲的な読書活動を充実させることが大切です。

① 読書活動の取組

朝の一斉読書や読み聞かせ等の読書機会を充実させ、読書活動の習慣化につながるよう取り組みます。

ボランティアや保護者による読み聞かせや高学年が低学年への読み聞かせ等子どもが本に興味をもつ工夫も有効です。また、子どもの興味に合った本や、季節行事の本等、ニーズに合ったものを選定したり、様々な分野の本を紹介したりして、興味の幅を広げる取組により、読書活動の啓発を行います。

② 学校図書館の運営

児童生徒の主体的な学習活動や豊かな感性が育まれるよう学校図書館の読書センター機能、学習センター機能、情報センター機能の強化を進めます。

調べ学習や教科関連図書の計画的な収集や新刊の選定に努め、図書の充実を図ります。

授業時や昼休み等、利用する時間帯のみ開館している学校がほとんどですが、できるだけ自由に学校図書館に出入りできる環境を整えることが必要です。

③ 学校図書館支援センターの設置

平成27年度から、学校図書館の様々な取組を支援する学校図書館支援センターを教育委員会学校教育課内に設置し、学校司書を小学校を中心に派遣して学校図書館の整備や調べ学習・図書資料を活用した授業支援を行っています。

今後は、学校司書の増員・拡充に努める必要があります。

学校図書館を活用した授業



(2) 幼稚園・保育所等

幼児期から様々な絵本に出会うことにより、読書の楽しさを知ることができるため、身近に本と触れ合う機会を提供し、環境を整備することが必要です。

① 絵本の読み聞かせや手遊び等のおはなし会の実施

幼稚園や保育所においては、絵本に親しみ、興味をもつような読み聞かせを日常的に行っています。また、お泊り保育でのお話会や市立図書館への訪問、移動図書館の利用等、幼児が読書を楽しめるような取組を推進します。

② 保護者へのはたらきかけ

幼稚園や保育所、市立図書館との連携を深め、子ども向けの催しものや読書活動の情報交換を行っていきます。そして保護者に乳幼児期からの読み聞かせの大切さを伝え、絵本の紹介や図書の貸し出しを行い、家庭においても読書が習慣化するよう、啓発・支援を行っていきます。

4 障がいのある子どもに対する読書活動の推進

音の出る絵本、大型絵本、さわる絵本、布の絵本等、さまざまな特性や障がいのある子どもたちが楽しめる本や資料の収集に努めます。学校等でも、読み聞かせを行っているところがあります。

また、特別支援学校には、移動図書館が巡回しています。

今後も、それぞれの障がいに応じた読書指導や読書環境の整備を行う必要があります。

第3章 連携・協力体制の確立

1 図書館・学校の連携

多くの資料を所蔵している市立図書館は、学校と連携して、より効果的に読書活動を推進します。

(1) 学校図書館への支援

学校への団体貸出を支援します。
図書館司書による情報提供を行います。

(2) 読書活動の充実

小学生への図書館利用案内・読み聞かせ等を行う図書館見学を実施します。
中高生の市立図書館での職場体験学習を促進します。

2 ボランティア等の養成・支援

地域で子どもの読書活動を推進する意識を高め、より効果的に読書推進を実施できるよう、ボランティアの養成や活動支援を進めます。

(1) 読み聞かせ・学校支援ボランティアの養成・支援

ボランティアの養成や研修を行うとともに、小学校等、地域で活躍する読み聞かせボランティア等への協力・支援を行います。

(2) 本の情報提供

読み聞かせに向くブックリストの作成や新刊本等の情報提供を行います。

3 関係機関との連携

推進計画実施のため、関係機関が継続して情報交換を行い、連携しながら読書活動の推進を図っていきます。

第4章 子どもの読書活動の普及・啓発

各機関では広報やホームページを活用し、読書支援のための情報提供を行います。また、子どもの読書活動に関わる催し物や講演会等を開催することにより、より多くの市民に読書活動の意義を理解していただくための情報発信を行っていきます。

子どもたちが充実した読書体験が行えるよう、おすすめ本の普及・情報提供をしていきます。

① 図書紹介

年齢に応じた図書の展示やブックリストの配布を行います。(幼稚園・保育園・小中学校・図書館・地域子育て支援拠点等)

② 広報

ホームページ・市政だより等を利用し、おすすめ本の紹介や催し物等の情報発信を行います。(図書館等)

おすすめ本コーナー (小学校)



子ども向けイベント(図書館)



○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」

という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

新居浜市子ども読書活動推進計画

発行日 平成28年3月

発行 新居浜市教育委員会

編集 新居浜市教育委員会事務局 学校教育課

〒792-0025

新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1301

FAX 0897-65-1306